

米原市臨時職員（調理員）募集要項

滋賀県米原市臨時職員採用試験を次のとおり行います。

令和元年7月16日

米原市長 平尾道雄

- 1 採用予定人員 臨時職員（調理員） 1人
- 2 勤務条件
 - ① 勤務内容 調理業務
 - ② 勤務場所 米原市入江300番地 米原市立西部給食センター
 - ③ 任用期間 令和元年9月1日から令和2年2月29日まで
(3月以降の任用は、年度内に限り更新が可能)
 - ④ 勤務時間 午前8時15分から午後4時15分まで
臨時職員（調理員）：1週間の勤務日数5日
 - ⑤ 賃 金 臨時職員（調理員）：日額 7,000円
 - ⑥ 手 当 通勤費（一般職員に準じた通勤手当相当分）
 - ⑦ 加入保険 健康保険、厚生年金および雇用保険
 - ⑧ 休 暇 休暇制度あり（ただし市の規程による。）
 - ⑨ 勤務を要しない日
土、日、祝日および学校が休みの期間（冬休み等）
(ただし、学校が休み期間中であっても数日の勤務有り)
- 3 受験資格 調理経験（家庭も含む）がある者
- 4 試験
 - ① 日 時 応募があり次第通知します。
 - ② 場 所 米原市長岡2333番地3 米原市立東部給食センター2階調理研修室
 - ③ 持ち物 履歴書（写真添付のこと。）、筆記具
 - ④ 方 法 作文試験
口述試験（個人面接による試験を行います。）
実技試験（野菜の千切りなどの試験を行います。）
- 5 結果発表 採用試験後、数日後に通知をします。
- 6 試験申込
 - ① 期 間 応募があるまで随時、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）

に受付します。

ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

② 方 法 申込みは、電話またはファクシミリで受け付けます。

ファクシミリの場合は、氏名、連絡先を明記して以下へお申し込みください。

米原市教育委員会事務局学校給食課

米原市立西部給食センター 電 話 0749-52-5820

FAX 0749-52-5821

7 注意事項 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。

<欠格条項>

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

8 問合せ先 米原市教育委員会事務局学校給食課

米原市立西部給食センター 電 話 0749-52-5820

(担当：田辺) FAX 0749-52-5821